2 3 . 1 2 . 2 7

事 務 局 長 医学教育部長 院 長 病 教 務 部 長 殿 学 生 部 長 义 書 館 長 防衛医学研究センター長 高等看護学院長

防衛医科大学校長

# 取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)

標記について、文書、図画又は物件のうちで、防衛省の職員以外の者又は当該事務に 関与しない職員にみだりに知られることが、業務の遂行に支障を与えるおそれのあるも の(以下「取扱い上の注意を要する文書等」という。)は防防調第4608号(19.4.27) によるほか、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、防医総総第122号 (56.3.10) は、本通達の施行日をもって廃止する。

記

#### 1 表示者について

取扱い上の注意を要する文書等の表示を行う者は、課長補佐以上の職にある者又は 課長(課長相当職にある者を含む。)が指定した者とする。

#### 2 表示について

取扱い上の注意を要する文書等の表示は、赤色で行うものとする。ただし、これにより難いときは、赤色以外の色を用いることができる。

#### 3 かがみ文書に対する表示について

かがみ文書と添付書類から成る文書等であって、かがみ文書若しくは添付書類のいずれかが取扱い上の注意を要する文書等であるもの又はかがみ文書と添付書類の双方が取扱い上の注意を要する文書等であるものについては、別紙に定めるところによりかがみ文書に対し表示を行うものとする。

# 4 保管について

取扱い上の注意を要する文書等で、防防調第4608号 (19.4.27) に定める「部内限り」であるものにあっては当該文書等が外部から視認することができない容器に、「注意」であるものにあっては鍵のかかる容器にそれぞれ保管するものとする。

関連文書:防防調第4608号(19.4.27)

1	かがみ文書のみが取扱い上の注意を要する文書等である場合
	かがみ文書

かがみ文書 注意 発 簡 番 号 発 簡 年 月 日 ・・・ (体名)・・・ ・・・ (本文)・・・・。

- 2 添付書類のみが取扱い上の注意を要する文書等である場合
  - (1) 添付書類が別冊類の場合

別冊「注意」 発 簡 番 号 発 簡 年 月 日

· · · (件名) · · ·

··· (本文) ·······。

添付書類:別冊「注意」

注:別冊にも「注意」等を表示する。

ı	$(\Omega)$	١	添付書類が別添の場合	~
١		,	415 111 <del> 1</del> - 1 1 1 1 1 1 4 1 5 1 7 2 2 2 1	-

別	川添「	「注意	£]
発	簡	番	号
発育	簡年	: 月	日
• •	0		
_	発	発 簡	別添「注意発 簡 番 発 簡 年 月 ・・。

注:別添にも「注意」等を表示する。

- 3 かがみ文書及び添付書類が取扱い上の注意を要する文書等である場合
  - (1) 添付書類が別紙類の場合

発 簡 番 号 発 簡 年 月 日 ··· (件名) ··· 添付書類:別紙「注意」

- 注:1 別紙類はかがみ文書の一部を構成するものとして添付されるため、かがみ 文書自体に取扱い上の注意を要する内容が含まれない場合であっても、か がみ文書を含め全体として「注意」等を表示する。
  - 2 別紙にも「注意」等を表示する。

### (2) 添付書類が別冊類の場合

注意 別冊「注意」 発 簡 番 号 発 簡 年 月 日

· · · (件名) · · ·

・・・ (本文) ・・・・・・・・・・・・・・・。

添付書類:別冊「注意」

注:別冊にも「注意」等を表示する。

## (3) 添付書類が別添の場合

注意

別添「注意」

発 簡 番 号

発簡年月日

· · · (件名) · · ·

··· (本文) ········。

添付書類:・・・・・・・「注意」

注:別添にも「注意」等を表示する。